人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和８年９月１７日　木曜日

会議の出席者

川本総裁　土生人事官　菅原人事官

（幹　事）　　佐々木事務総長、荒竹総括審議官

（説明員）　　（職員福祉局）

小川補償課長

議　題

人事院規則１６―０（職員の災害補償）等の改正

議事の概要

○　議題「人事院規則１６―０（職員の災害補償）等の改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。

○　議事のうち、「外科後処置を行う施設の指定（昭和５６年人事院公示第９号）」に対し、川本総裁及び菅原人事官から、ユーザー目線に立った見直し内容となっており、引き続きこのような観点での見直しを進めてほしいとの意見があった。

○　議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則16―0（職員の災害補償）等の一部改正について

院議資料

令和８年９月17日
職　員　福　祉　局

１　人事院規則16―0（職員の災害補償）の一部改正

➢　人事院規則9―24（通勤手当）の一部改正の内容に対応できるよう、平均給与額（各種補償の基礎となる1日当たりの給与額）の算定の対象となる通勤手当の額について定める規定について所要の改正を行う。　【規則第8条の2】

（参考）人事院規則9―24（通勤手当）の一部改正　※　令和8年9月1日公布済（10月1日施行）

➢　月の中途に採用された職員や月の中途で交通費の増額があった職員等の通勤手当について、当月分から支給・改定できるよう見直しを行うとともに、俸給の支給義務者を異にする異動の場合や返納の場合の取扱いを整理する等の所要の改正を行う。

【公布日・施行日】令和8年10月1日

２　外科後処置を行う施設の指定（昭和56年人事院公示第9号）の一部改正

➢　福祉事業として実施する外科後処置（治ゆ後における義肢装着のための断端部の再手術等）を行う施設の改廃に機動的に対応できるよう、同施設を指定する規定について所要の改正を行う。

✓　指定病院等の名称と所在地を列記して記載

名称	位置
北海道中央労災病院 （略） 総合せき損センター	岩見沢市 （略） 飯塚市

✓　指定病院等は労災保険制度の社会復帰促進等事業として設置された施設である旨を端的に記載（指定対象に変更なし）

※　指定施設の具体的な名称と所在地は人事院ホームページ等を通じて適切に周知

【公示日・効力発生日】令和8年10月1日

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月一日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則一六―〇―八二

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通勤手当） 第八条の二　職員が、補償法第四条第一項に規定	（通勤手当） 第八条の二　職員が、補償法第四条第一項に規定

する期間の各月における通勤について、当該各月に普通交通機関等（規則九―二四（通勤手当）第六条に規定する普通交通機関等をいう。以下この条において同じ。）、自動車等、新幹線鉄道等若しくは駐車場等に係る通勤手当の支給を受けた場合（同規則第二十一条第一項第二号の改定前の当該通勤手当（同規則第十九条第二項第二号又は第二十一条第二項第一号イ(2)に掲げる場合に該当して職員に同項に定める額を返納させる場合における当該返納に係るものに限る。）の支給を受けたときを除く。）又は当該各月に当該通勤手当の支給日（同規則第十九条第四項に規定する支給日をいう。以下この条

する期間の各月における通勤について、当該各月に普通交通機関等（規則九―二四（通勤手当）第六条に規定する普通交通機関等をいう。）、自動車等、新幹線鉄道等若しくは駐車場等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（同規則第十九条第一項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（同規則第二十一条第二項第一号イに規定する事由発生月をいう。以下この条において同じ。）があると

において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（同規則第二十一条第二項第一号イ(1)に規定する事由発生月をいう。以下この項において同じ。）（同号イ(2)に掲げる場合に該当する場合にあつては、同号イ(2)に規定する事由が生じた日の属する月）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十九条第五項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）

きを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十九条第一項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第二十一条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由

の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第二十一条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。

発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。

（新設）

2　給与法第十二条第七項又は規則九―二四第十九条第四項の規定により、職員が、前項の各月における通勤について、当該各月（同条第二項に規定する場合にあつては、その翌月を含む。）までに普通交通機関等、自動車等、新幹線鉄道等又は駐車場等に係る通勤手当の支給日がある場合において、当該支給日がある月（その月が当該各月の翌月であるときは、当該各月。以下この項において同じ。）の翌月以降に当該通勤手当の支給を受けたときにおける前項の規定の適用については、当該職員は、当該支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたものとみなす。

3　前項に定めるもののほか、規則九―二四第十九条第五項又は第七項の規定により、職員が、第一項の各月における通勤について、普通交通機関等、自動車等、新幹線鉄道等又は駐車場等に係る通勤手当の支給を受けた場合（当該各月に当該通勤手当の支給を受けた場合を除く。）における同項の規定の適用については、同条第五項に規定する離職若しくは死亡又は同条第六項に規定する俸給の支給義務者を異にする異動がないものとした場合の当該通勤手当の支給日（給与法第十二条第七項の規定により当該支給日が当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月の翌月に属する日となるときは、その

（新設）

前月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日）は当該通勤手当の支給日と、当該職員は当該支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けた職員と、それぞれみなす。	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一六―二の一部改正）

第二条　人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

ように改める。

改正後	改正前
（平均給与額の算定） 第二条　（略） ２　前項の規定は、規則一六―〇第十二条の規定により、同条各号に掲げる日から同規則第八条の二第一項に規定する事故発生日までの期間内に在外公館に勤務した期間のある職員の平均給与額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「同項の支払われた」とあるのは「規則一六―〇第十二条の」と、「同条第二項」とあるのは「補償法第四条第二項」と、「同条第一項に規定する」とあるのは「同	（平均給与額の算定） 第二条　（略） ２　前項の規定は、規則一六―〇第十二条の規定により、同条各号に掲げる日から同規則第八条の二に規定する事故発生日までの期間内に在外公館に勤務した期間のある職員の平均給与額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「同項の支払われた」とあるのは「規則一六―〇第十二条の」と、「同条第二項」とあるのは「補償法第四条第二項」と、「同条第一項に規定する」とあるのは「同規則

規則第十二条各号に掲げる日から同規則第八条の二第一項に規定する事故発生日までの」と読み替えるものとする。 ３・４　（略）	第十二条各号に掲げる日から同規則第八条の二に規定する事故発生日までの」と読み替えるものとする。 ３・４　（略）

（人事院規則一八―〇の一部改正）

第三条　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（平均給与額） 第八条　（略） ２　前項に規定する給与の種類については、補償	（平均給与額） 第八条　（略） ２　前項に規定する給与の種類については、補償

法第四条第二項（国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当に係る部分を除く。）並びに規則一六―〇（職員の災害補償）第八条の二、第九条及び第十一条に定めるところによる。この場合において、同規則第八条の二第一項中「補償法第四条第一項に規定する期間の」とあるのは「規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第八条第一項に規定する平均給与額の算定の基礎となる期間（以下「算定基礎期間」という。）の」と、「同規則」とあるのは「規則九―二四」と、「事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下

法第四条第二項（国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当に係る部分を除く。）並びに規則一六―〇（職員の災害補償）第八条の二、第九条及び第十一条に定めるところによる。この場合において、同規則第八条の二中「補償法第四条第一項に規定する期間の」とあるのは「規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第八条第一項に規定する平均給与額の算定の基礎となる期間（以下「算定基礎期間」という。）の」と、「同規則」とあるのは「規則九―二四」と、「事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同

同じ。）」とあるのは「派遣法第二条第一項の規定による派遣の期間の初日の前日（以下「派遣等の前日」という。）」と、「補償法第四条第一項に規定する期間に」とあるのは「算定基礎期間に」と、「同項に規定する」とあるのは「規則一八―〇第八条第一項に規定する」と、同規則第九条中「事故発生日」とあるのは「派遣等の前日」とする。	同じ。）」とあるのは「派遣法第二条第一項の規定による派遣の期間の初日の前日（以下「派遣等の前日」という。）」と、「補償法第四条第一項に規定する期間に」とあるのは「算定基礎期間に」と、「同項」とあるのは「規則一八―〇第八条第一項」と、同規則第九条中「事故発生日」とあるのは「派遣等の前日」とする。
3・4　（略）	3・4　（略）

人事院公示第●号

人事院は、人事院規則１６―３（災害を受けた職員の福祉事業）第６条第１項の規定に基づき、昭和５６年人事院公示第９号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年１０月１日

人事院総裁　川　本　裕　子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>１　外科後処置を行う施設として、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第２９条第１項の社会復帰促進等事業として設置された病院及び診療所を指定する。</td><td>１　外科後処置を行う施設として、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する次の施設を指定する。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>北海道中央労災病院</td><td>岩見沢市</td></tr><tr><td>釧路労災病院</td><td>釧路市</td></tr><tr><td>青森労災病院</td><td>八戸市</td></tr><tr><td>東北労災病院</td><td>仙台市</td></tr><tr><td>秋田労災病院</td><td>大館市</td></tr><tr><td>福島労災病院</td><td>いわき市</td></tr><tr><td>千葉労災病院</td><td>市原市</td></tr><tr><td>東京労災病院</td><td>東京都大田区</td></tr><tr><td>横浜労災病院</td><td>横浜市</td></tr></table></td></tr>
</table>

		関東労災病院	川崎市	
		新潟労災病院	上越市	
		富山労災病院	魚津市	
		浜松労災病院	浜松市	
		中部労災病院	名古屋市	
		旭労災病院	尾張旭市	
		大阪労災病院	堺市	
		関西労災病院	尼崎市	
		神戸労災病院	神戸市	
		和歌山労災病院	和歌山市	
		山陰労災病院	米子市	
		岡山労災病院	岡山市	
		中国労災病院	呉市	
		山口労災病院	山陽小野田市	
		香川労災病院	丸亀市	
		愛媛労災病院	新居浜市	
		九州労災病院	北九州市	
		九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市	
		長崎労災病院	佐世保市	
		熊本労災病院	八代市	
		吉備高原医療リハビリテーションセンター	岡山県加賀郡吉備中央町	
		北海道せき損セン	美唄市	

	ター 総合せき損センター　飯塚市
２・３　（略）	２・３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年１０月１日から効力を発生する。